

健康な人のための身体活動量の新基準

健康日本21(第二次) に対応

身体活動量 (=生活+運動)	
65歳以上	強度を問わない身体活動を毎日40分 (例: ラジオ体操10分+歩行20分+植物水やり10分)
18~64歳	3メッツ以上の強度の身体活動を毎日60分 (例: 歩行30分+ストレッチ10分+掃除20分)
18歳未満	楽しく体を動かすことを毎日60分以上



※健康診断などでいずれかに異常が見つかった場合は、自治体の保健指導、又は、かかりつけ医師の指導のもと、身体の安全に留意して運動を行いましょう。

(健康づくりのための身体活動基準2013より)

宿泊型新保健指導試行事業

(平成27年度予算案: 63, 548千円)

趣旨・目的

- 日本再興戦略のアクションプランの一つである戦略市場創造プランにおける、ヘルスケア産業を担う民間事業者等が創意工夫を發揮できる市場環境の整備として、「**糖尿病が疑われる者等を対象として、ホテル、旅館などの地元観光資源等を活用して行う宿泊型新保健指導プログラムを平成26年度内に開発し、試行事業等を経た上で、その普及促進を図る**」とされている。
- また、健康日本21(第二次)においては、循環器疾患、糖尿病、高血圧等の生活習慣病の一次予防に重点を置きつつ、合併症の発症や症状進展などの重症化の予防を重視した取組を進めるとともに、健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体で支援するため、社会環境の改善を通じた働きかけなどを推進していくこととしている。

※健康日本21(第二次)における目標例

- ・【糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少】 現状: 16,247人(H22) → 目標: 15,000人(H34)
- ・【糖尿病有病者の増加の抑制】 現状: 890万人(平成19年) → 目標: 1,000万人(平成34年度)

- 平成26年度に開発する**宿泊型新保健指導プログラムを平成27年度に試行することで効果検証を行い、プログラムの改訂**等を行った上で、生活習慣病予防に効果的で、汎用的な保健指導として、ヘルスケア産業等で活用されることを目指す。

事業概要

- 平成26年度に研究班で開発する宿泊型新保健指導プログラムを**医療保険者等(公募)**で**試行するための事業費を補助**し、事業結果・効果の検証を反映してプログラムの改訂を実施する。

【補助率】国10/10 【補助先】医療保険者等(公募)



栄養対策について

※()内は、平成26年度予算額

1. 科学的根拠に基づく基準づくり・基盤整備

194百万円(225百万円)

- 国民健康・栄養調査の実施 <予算(案):138百万円(138百万円)>
- 食事摂取基準及び「健康な食事」の普及 <予算(案):26百万円(57百万円)>
- 健康日本21(第二次)分析評価事業の実施 <予算(案):30百万円(30百万円)>
委託先:国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

2. 管理栄養士等の養成・育成

67百万円(68百万円)

- 管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保 <予算(案):47百万円(48百万円)>
 - ・管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士免許証の交付等
 - ・管理栄養士・栄養士養成施設におけるモデル・コアカリキュラムの方向性の検討
- 管理栄養士専門分野別人材育成事業の実施 <予算(案):20百万円(20百万円)、委託先:(公社)日本栄養士会>

3. 地域における栄養指導の充実

77百万円(77百万円)

- 糖尿病予防戦略事業の実施 <予算(案):37百万円(37百万円) 補助先:都道府県等 平成26年度内示数:47自治体>
- 栄養ケア活動支援整備事業の実施
<予算(案):40百万円(40百万円) 補助先:民間団体(公募) 平成26年度事業採択数:9事業>

国民健康・栄養調査の実施 【平成27年度予算(案) 138百万円】

平成25年～28年国民健康・栄養調査 調査計画

「国民健康・栄養調査企画解析検討会(平成25年4月17日)」において決定。

調査項目		調査テーマ				
		H24 大規模年	H25	H26	H27	H28 大規模年
身体 状況	身体計測	地域 格差	各種 基準に 関わる 実態 把握	所得 格差	社会 環境の 整備 状況	地域 格差
	問診					
	血圧					
	血液検査					
	栄養・食生活					
	身体活動・運動					
	休養					
	喫煙					
	飲酒					
	歯の健康					
その他(高齢者、所得等)						

詳細については下記URL掲載の資料より、資料4をご参照ください。

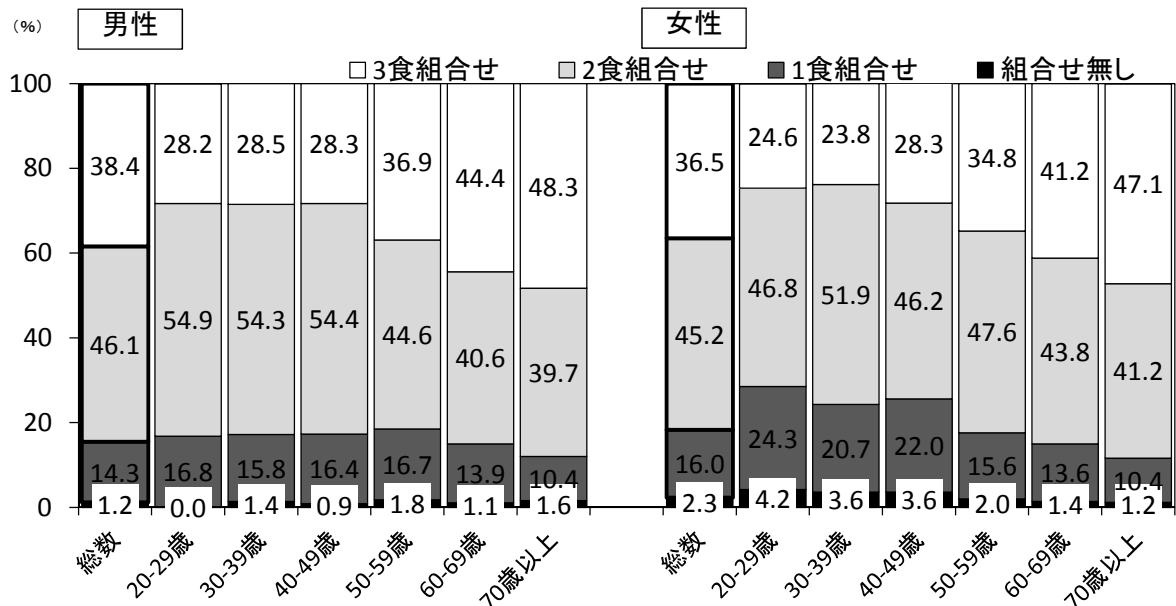
(URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000300cg_att/2r985200000300h3.pdf)

平成25年国民健康・栄養調査結果の概要(平成26年12月9日 発表)

(1) 食品群の組合せの状況

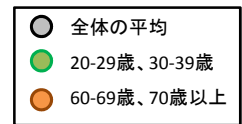
3食ともに、穀類・魚介類・肉類・卵・大豆(大豆製品)、野菜を組み合わせで食べている者は男性で38.4%、女性で36.5%である。年齢階級別にみると、その割合は男女ともに若いほど低い傾向にある。

図 穀類と魚介類・肉類・卵・大豆(大豆製品)と野菜を組み合わせで食べる者の割合

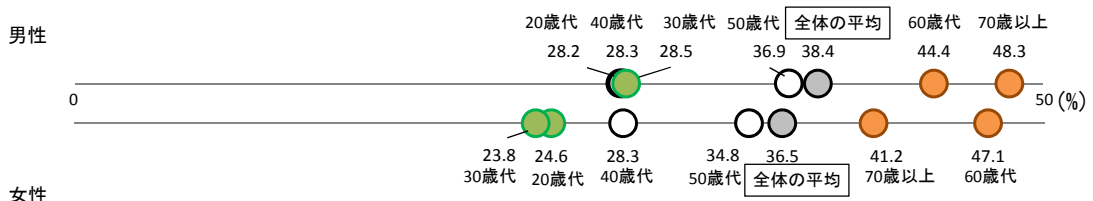


※「穀類と魚介類・肉類・卵・大豆(大豆製品)と野菜を組み合わせで食べる」とは、いずれの食品群も摂取することとした。摂取量については考慮していない。
 ※欠食者を含む。

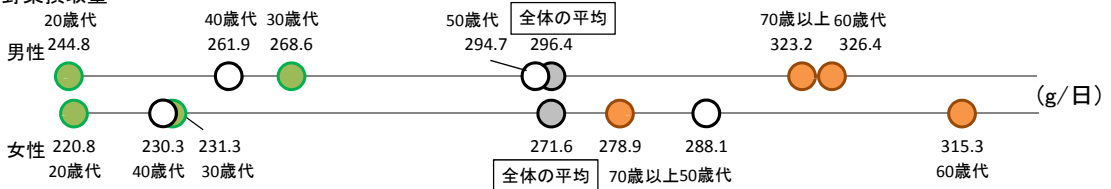
(2) 主な生活習慣の状況(性・年齢階級別)



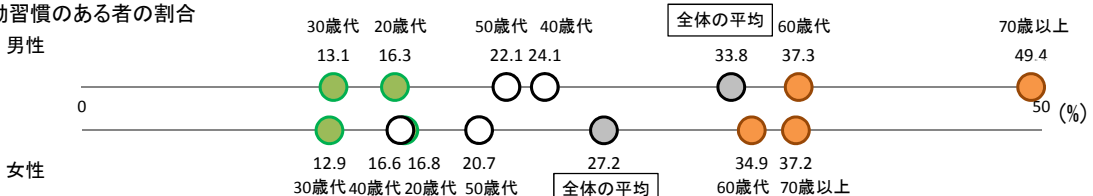
3食ともに穀類と魚介類・肉類・卵・大豆(大豆製品)と野菜を組み合わせで食べる者の割合



1日の野菜摂取量



運動習慣のある者の割合



○平成26年国民健康・栄養調査の結果

<調査テーマ：所得格差>

- ・平成27年11～12月を目途に、結果の概要を公表予定。
- ・平成28年3月に報告書を公表予定。

○平成27年国民健康・栄養調査の実施

<調査テーマ：社会環境の整備状況>

- ・平成27年11月の調査の実施に向けて、平成27年7月下旬に担当者説明会を開催予定。

健康日本21(第二次)分析評価事業【平成27年度予算(案) 30百万円】

目的

平成25年度より開始した「健康日本21(第二次)」で設定された目標達成に向け、主要な項目については継続的に数値の推移等の調査や分析を行い、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める必要があることから、独立行政法人国立健康・栄養研究所に委託事業として実施。

事業内容

- 健康日本21(第二次)に関する目標項目について、現状値を更新し、グラフ化するとともに、健康日本21(第二次)の目標策定や食事摂取基準の策定の根拠に用いられている国民健康・栄養調査における主要なデータについての経年変化及び諸外国との比較に関する分析を行い、専用のホームページに掲載する。
- 健康格差に関する基本データとして、国民健康・栄養調査における都道府県別の状況や、都道府県等増進計画の目標及び取組の進捗状況について整理し、専用のホームページに掲載する。

- ・国民健康・栄養調査における都道府県別の状況
- ・都道府県等増進計画の目標及び取組の進捗状況

<http://www0.nih.go.jp/eiken/chosa/kenkoeiyo.html>

※3月中旬以降に、以下のURLに移行予定。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkounippon21/index.html

策定の目的

日本人の食事摂取基準は、健康増進法(平成14年法律第103号)第30条の2に基づき厚生労働大臣が定めるものとされ、国民の健康の保持・増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギーと栄養素の量の基準を示すものである。

使用期間

平成27(2015)年度から平成31(2019)年度の5年間。

改定のポイント

「日本人の食事摂取基準(2015年版)」策定検討会において検討を行い、平成26年3月に報告書を取りまとめ、その主な改定のポイントは以下のとおり。

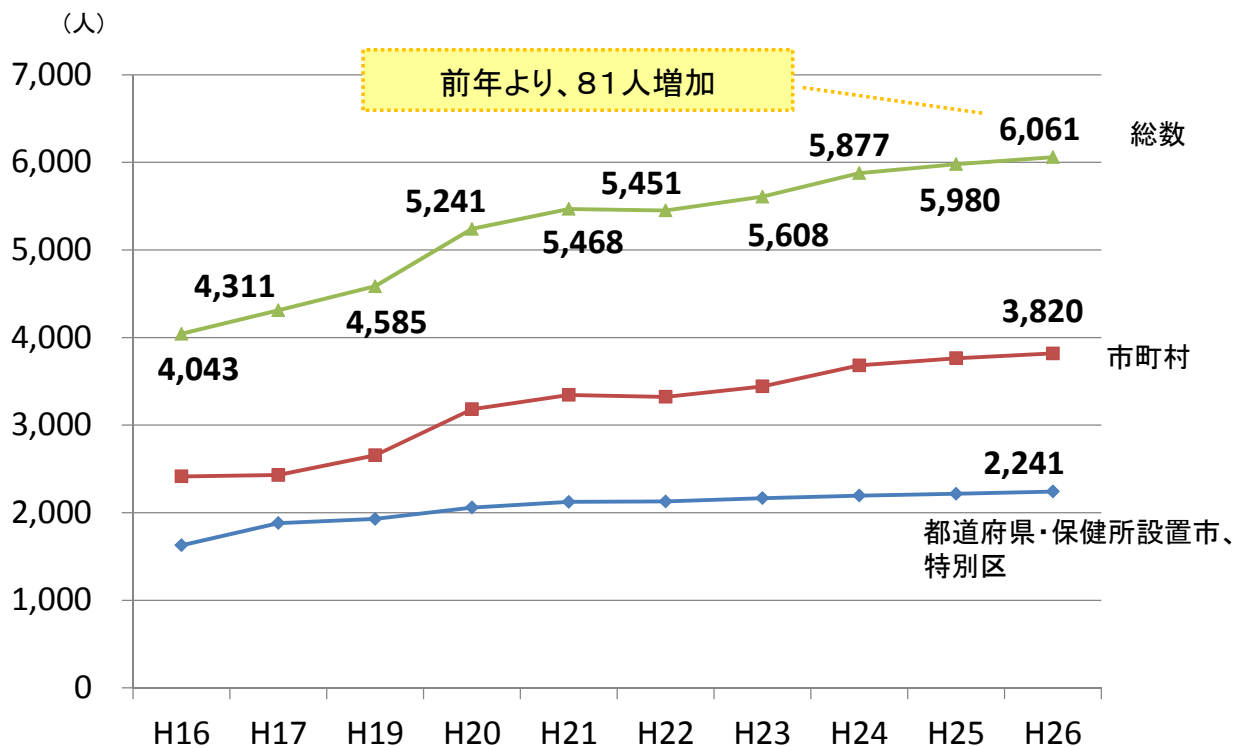
- 1) 策定目的に、生活習慣病の発症予防とともに「重症化予防」を加えたこと。
- 2) エネルギーについて、指標に「体格(BMI)」を採用したこと。
- 3) 生活習慣病の予防を目的とした「目標量」を充実したこと。

大臣告示の予定

平成27年3月中の予定。

地域における行政栄養士による効果的な取組の推進

行政栄養士数の推移



健康日本21(第二次)の推進と行政栄養士の業務の方向性

○健康日本21(第二次)の推進に当たり、行政栄養士の業務に関する通知の見直し(平成25年3月)。

- ・「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」
(健発0329第9号厚生労働省健康局長通知)
- ・「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」
(健が発第0329第4号厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知)
- ・「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」
(健が発第0329第3号健康局がん対策・健康増進課長通知)

〈特定給食施設に係る目標の評価基準〉

○管理栄養士又は栄養士の配置状況(配置されていること)

○肥満及びやせに該当する者の割合の変化の状況(基準年の割合に対して、増加していないこと)。

なお、医学的な栄養管理を個々人に実施する施設は、対象としないこと。



○平成27年度より、衛生行政報告例の様式を変更し、特定給食施設における肥満及びやせに該当する者の割合の変化の状況を把握。

※平成27年度から衛生行政報告例の様式を変更 「第13表 特定給食施設に対する指導・監督」従来の「栄養管理」に関する指導・助言件数の再掲として、「肥満及びやせに関する栄養管理」の件数を新たに計上。

自治体との協働・提案型 栄養施策の推進について

■ 主要施策別 自治体との意見交換会の実施

〈趣旨〉

- 健康日本21(第二次)の推進に当たり、平成25年3月に改正した行政栄養士の業務指針を踏まえ、自治体業務と密接に関わる主要施策については自治体と国の共同により効果的な取組を目指す仕組みが求められる。
- 主要施策について、具体の取組が充実している自治体の担当者との意見交換を通して、施策の企画への反映、効果的に取り組んでいる事例の紹介など、自治体との協働・提案型として進める試み。

〈取組方法〉

- 4つの施策について、国との意見交換を行うことを希望する自治体を年度内に募集。
 - ①国民健康・栄養調査
 - ②特定給食施設の指導・支援
 - ③健康な食事の普及
 - ④行政栄養士の人材育成
- 各施策ごとに、自治体数は5～10程度を想定。
- 各施策ごとに、年度当初の1回と、施策の企画・実施に反映できる時期に1～2回の実施を予定(計2～3回程度)。
- 取組や進捗状況については、例年夏(7～8月)に行う都道府県栄養施策担当者会議で報告するとともに、施策の企画・実施への反映状況や、自治体の効果的な取組について、全自治体に情報提供する予定。

調理師養成関係①

■調理師養成施設の指定の基準の見直しについて

平成25年12月26日に「調理師法施行規則の一部を改正する省令」(厚生労働省令第135号)を公布。【平成27年4月1日より施行】

〈関連通知の改正〉

- 調理師養成施設指導要領について
(平成26年2月21日付け健発0221第3号厚生労働省健康局長通知)
- 調理師養成施設における校外実習について
(平成26年2月21日付け健発0221第6号厚生労働省健康局長通知)

■調理師試験基準の見直しについて

平成26年3月31日に「調理師試験基準の一部を改正する件」(厚生労働省令第195号)を公布。【平成28年4月1日より施行】

〈関連通知の改正〉

- 調理師試験の実施について
(平成26年3月31日付け健発0331第51号厚生労働省健康局長通知)

調理師養成関係②

■調理師養成施設の指定・監督に関する権限移譲について

○以下に係る事務・権限は、現在、地方厚生局で行っているが、都道府県に移譲。

- ①養成施設の指定
- ②養成施設の内容変更の承認及び届出
- ③養成施設からの入所及び卒業の届出
- ④養成施設に対する報告徴収及び指示
- ⑤養成施設の指定の取消
- ⑥養成施設の入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力認定

○移譲する権限については、自治事務となる。

○施行期日は、平成27年4月1日。

※移譲される上記④について、改正された調理師養成施設の指定の基準が、平成27年4月から施行されることに伴い、教育内容等について、適切な教育が実施されているか、平成27年夏頃に管下の養成施設から報告を徴収していただくことを予定。

管理栄養士養成関係①

■管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)の改定について

現行の管理栄養士国家試験出題基準が改定された際に、出題基準は関連した法・制度の改正等に速やかに対応するため、概ね4年に一度改定を行うことが望ましいとされており、前回の改定より、4年が経過することから、平成26年10月より、管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)改定検討会を設置し、出題基準の改定について検討を重ね、平成27年2月に報告書を取りまとめた。

〈改定のポイント〉

- ・ 前回改定以降に改正・公表された法・制度などの変化に対応できる内容とした。
- ・ 応用力試験について、栄養管理を実践する上で必要な思考・判断力、基本的な課題対応能力を評価する観点から、充実を図った。具体的には、応用力試験の出題のねらい及び大項目・中項目を示し、出題数を10問から20問に変更。

※今後の出題基準の改定については、引き続き4年に一度改定を行い内容の充実を図ることが望ましい。

※今回改定した出題基準については、第30回国家試験(平成28年3月実施予定)から適用することが望ましいとされた。

管理栄養士養成関係②

■管理栄養士学校指定規則の一部改正(案)について

〈趣旨〉

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(平成26年文部科学省令第4号)が平成26年10月に施行され、大学の学部等の設置認可の申請期間が変更されたことに伴い、管理栄養士養成施設に係る指定審査を円滑に行うために、所要の改正を行う。

〈概要〉

大学の学部等の設置認可を受けようとする者の申請期間が当該学部等を開設する年度の「前年度の5月1日から同月31日まで」から「前々年度の3月1日から同月31日まで」に改正されたことに伴い、管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第2号)第3条に規定する管理栄養士養成施設の指定申請手続について、その申請期限を、現行の指定を受けようとする年度の「前年度の9月30日」から、「前々年度の3月31日」とする改正を行う。

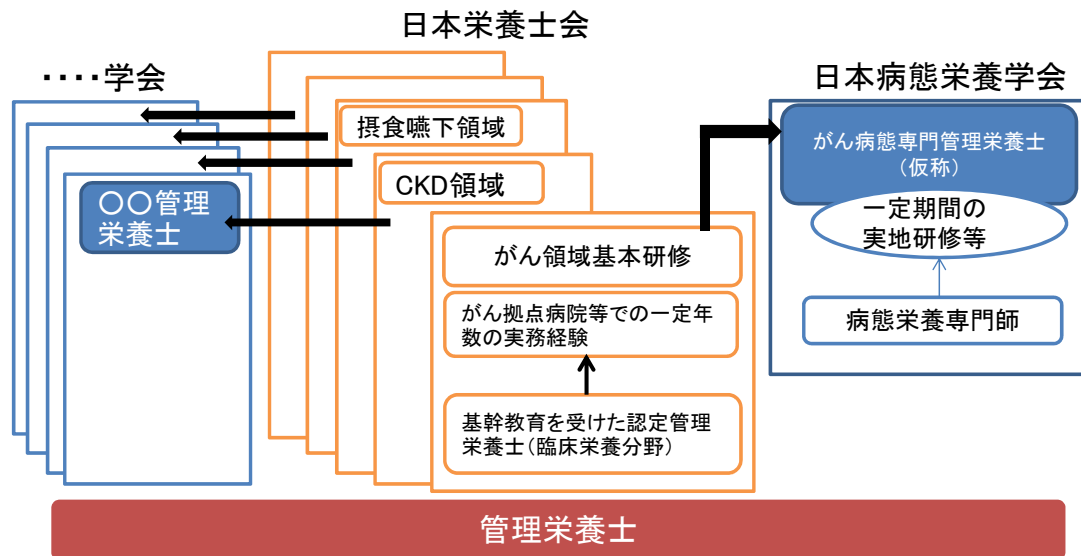
〈施行期日〉

平成27年10月1日(予定)

※平成27年2月14日～3月16日にパブリックコメントを募集し、平成27年4月を目途に公布予定。

管理栄養士専門分野別育成事業 【平成27年度予算(案) 20百万円】

- 高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図るため、日本栄養士会への委託事業として、平成25年度から開始。
- 特定の専門分野で一定年数の実務に従事し、自己研鑽に努め、栄養の指導に関する実績を有する者を、生涯教育の一環として認定していくことをねらい。
- 高度な専門技術の獲得には、高度な施設での一定期間の実地研修が不可欠であり、学会との協働でシステム構築を図る。



健康的な生活習慣づくり重点化事業[糖尿病予防戦略事業]

【平成27年度予算(案) 37百万円】

〈事業目的〉

糖尿病の発症を予防するために、生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣など、糖尿病予防に取り組みやすい環境を整備することを目的とする。

〈事業内容(予定)〉

① 運動施設や飲食店等を活用した肥満予防対策

- ・運動施設等を活用し、「健康な食事」の基準や「食事バランスガイド」、「身体活動基準」などを取り入れた肥満・糖尿病予防のための具体的な体験の機会の提供等の促進
- ・飲食店による食塩や脂肪の低減などヘルシーメニューの提供等の促進

② 地域特性を踏まえた糖尿病予防対策

- ・糖尿病予防対策として優先的な課題や対象者の把握
- ・優先的な課題を解決するために、地域の特性を踏まえた疾病の構造と食事や食習慣の特徴を明確にし、民間産業等と連携した糖尿病予防対策に向けた効果的な取組の推進

※平成27年度より、世代ごとではなく運動施設・飲食店等の活用や地域特性を重視

〈実施主体〉都道府県・保健所を設置する市・特別区

〈平成26年度実績(内示)〉 37百万円、47自治体(都道府県、保健所設置市、特別区)

〈平成27年度予算(案)〉 37百万円※ 【補助率】 1/2

※申請が多数あった場合は、事業内容を精査し、予算額内で補助する予定。特に、委託費の割合の高い事業は、査定の対象とする。

栄養ケア活動支援整備事業【平成27年度予算(案) 40百万円】

〈背景・課題〉

2011年から2025年に在宅療養者が17万人から29万人、居宅介護者が335万人から510万人と増加することが推計されており、現状の医療施設等に勤務する管理栄養士・栄養士では、対応することができないため、栄養ケアを担う人材の確保が急務である。

〈事業の目的・概要〉

増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、潜在管理栄養士・栄養士の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を全国単位又は地域単位で行う公益法人等の民間の取組の促進・整備を行う。

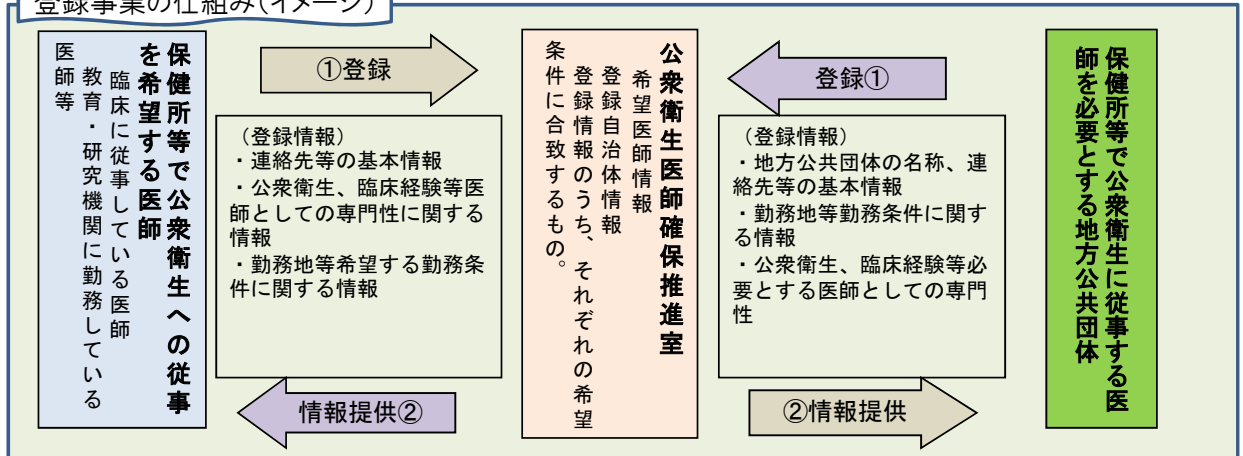
平成25年度採択(6団体)		平成26年度採択(9団体)	
採択団体	事業内容	採択団体	事業内容
新潟県栄養士会	行政・医療関係者との連携を強化した栄養ケア	茨城県栄養士会	医療機関や地域包括ケアセンターと連携した栄養ケア
三重県栄養士会	社会福祉協議会や介護事業者等と連携した栄養ケア	埼玉県栄養士会	地域包括ケアシステムと連動する栄養ケア
岡山県栄養士会	急性期病院から在宅医療につなぐ栄養ケア	新潟県栄養士会	医療・福祉の垣根を越えた在宅訪問栄養ケア
佐賀県栄養士会	サテライトケアステーションを活用した栄養ケア	京都府栄養士会	地域の医療関係者と連携した栄養ケア
大分県栄養士会	食事宅配システムを活用した栄養ケア	福岡県栄養士会	地域における訪問歯科診療と連携した栄養ケア
沖縄県栄養士会	離島・過疎地域に対する栄養ケア	佐賀県栄養士会	サテライトケアステーションを活用した栄養ケア
		大分県栄養士会	調剤薬局を活用した栄養ケア
		沖縄県栄養士会	離島・過疎地域に対する栄養ケア
		駒沢学園	地域と大学の連携による栄養ケア

公衆衛生医師確保に関する各種取組について

①公衆衛生医師確保推進登録事業

地域保健対策の推進においては、保健所が重要な役割を果たしており、その機能を十分に発揮するためには、公衆衛生医師の確保が重要である。このため、保健所等において公衆衛生に従事する医師の確保推進を図るため、公衆衛生に従事することを希望する医師（以下「希望医師」という。）の情報及び公衆衛生に従事する医師を必要とする地方公共団体（以下「登録自治体」という。）の情報をそれぞれ登録し、希望医師及び登録自治体に対して、希望条件に合致する登録自治体及び希望医師についての情報提供を行うもの。

登録事業の仕組み(イメージ)



これまでの実績（平成16年～平成26年度の累計）

・就職希望登録医師	77名
・地方自治体に就職が決定した医師数	16名
・他への就職等により成立しなかった者	34名
（平成26年度末現在登録者数）	27名

②その他の取組

- 公衆衛生医師募集パンフレットを作成し、大学医学部等機関へ配布・提供
 - 民間医師転職サイトへの求人情報の掲載（24年度より）
 - 若手医師・医学生向けセミナーへの出席
- など、各種取組を実施